

---

令和2年 第1回 芦屋町議会定例会会議録 (第2日)

令和2年3月9日 (月曜日)

---

議事日程 (2)

令和2年3月9日 午前10時00分開会

日程第1 一般質問

---

【出席議員】 (12名)

1番 内海 猛年	2番 中西 智昭	3番 長島 毅	4番 萩原 洋子
5番 信国 浩	6番 本田 浩	7番 松岡 泉	8番 妹川 征男
9番 辻本 一夫	10番 小田 武人	11番 川上 誠一	12番 横尾 武志

---

【欠席議員】 (なし)

---

【欠員】 (なし)

---

事務局出席職員職氏名

局長 中野 功明	書記 横田 和雄	書記 中山 理恵
----------	----------	----------

---

説明のために出席した者の職氏名

町長	波多野茂丸	副町長	中西新吾	教育長	三柵賢二
モーターボート競走事業管理者	大長光信行	会計管理者	村尾正一	総務課長	松尾徳昭
企画政策課長	池上亮吉	芦屋港活性化推進室長	水摩秀徳	財政課長	佐竹 功
都市整備課長	山下洋二	税務課長	福田雅代	環境住宅課長	井上康治
住民課長	藤永詩乃美	福祉課長	吉永博幸	健康・こども課長	濱村昭敏
産業観光課長	溝上竜平	学校教育課長	新開晴浩	生涯学習課長	本石美香
競艇事業局次長	藤崎隆好	企画課長	浮田光二	事業課長	木本拓也

---

【傍聴者数】 6名



午前 10 時 00 分開会

○議長 横尾 武志君

おはようございます。

ただいま出席議員は 12 名で、会議は成立いたします。よって、直ちに本日の会議を開きます。

---

日程第 1. 一般質問

○議長 横尾 武志君

本日の一般質問は、通常の 60 分以内から 30 分以内に短縮して行います。

あらかじめ提出されております通告書の順により質問を許します。

まず 11 番、川上議員の一般質問を許します。川上議員。

○議員 11 番 川上 誠一君

11 番、川上です。新型コロナウイルス感染拡大に伴い、町が感染予防対策に専念できるよう一般質問の時間短縮を決めましたので、発言通告していましたが「介護保険制度見直しについて」、「加齢性難聴に対する補聴器購入の助成について」は通告を取り下げます。なお、この件名については 6 月議会で質問いたしますので、よろしくお願いいたします。

それでは発言通告に従って、まず第 1 点目。件名 1、子ども医療費助成制度について。福岡県の小川知事は、2021 年から子供の医療費助成の対象を中学 3 年までに拡充することを表明しました。通院費・入院費ともに自己負担額を設定し、所得制限については今後設定するとしています。そこで次の点を伺います。

まず第 1 点目に、これにより子供の医療費助成制度の町の負担軽減はどのくらいになるのか、これについて伺います。

○議長 横尾 武志君

執行部の答弁を求めます。住民課長。

○住民課長 藤永 詩乃美君

県の試算によりますと、入院分が 85 万 8,000 円、通院分が 92 万 3,000 円、県からの補助額となりますので、合計で 178 万 1,000 円が負担軽減されます。

以上です。

○議長 横尾 武志君

川上議員。

○議員 11 番 川上 誠一君

県の助成を拡大することによって 178 万円の助成金が浮いてくるということですが、それでは 2 点目にですね、芦屋町で高校卒業までの子ども医療費助成制度の拡充を行うには、どのくら

いの予算が必要なのか、この点について伺います。

○議長 横尾 武志君

住民課長。

○住民課長 藤永 詩乃美君

平成31年3月末現在で、高校生の年齢に該当し、他の公費医療等の助成を受けていない人の人数は350人となっております。試算しました費用は約920万円で、平成30年度末の中学生の受給者数及び平成30年度の子ども医療費助成額を、先ほど申しあげました平成31年3月末の高校生の年齢に該当する人数に対比して算出した推計額となります。

以上です。

○議長 横尾 武志君

川上議員。

○議員 11番 川上 誠一君

一応、試算としては920万程度ということなので、単純に計算しますと740万ですか。まあ、そのくらいの町の持ち出しで高校生までの入院・通院の無料化ができるということになります。この中で生活保護者とか、そういった部分についてはこの中に入っているのでしょうか。

○議長 横尾 武志君

住民課長。

○住民課長 藤永 詩乃美君

先ほども申しあげましたが、公費医療、他の公費医療を受けている人を除くということで、生活保護や、例えば、ひとり親医療、重度障害者医療を受けている対象年齢の人は除いた人数が350人となっております。

以上です。

○議長 横尾 武志君

川上議員。

○議員 11番 川上 誠一君

それでは、もう直接町長にお伺いしますが、こういった状況の中で、県が補助する中で芦屋町としてもですね、高校生までの医療費の無料化、こういったことをですね、できないのか。それについて町の考えをお伺いいたします。

○議長 横尾 武志君

町長。

○町長 波多野茂丸君

今、担当課長の方からる説明がございましたとおりでございますが、県が医療費の助成拡大

することによって芦屋町が逆に負担が軽減になったということで、そういう御質問であろうかと思いますが。逆に、今度は高校生までとなると、町の財政支出がふえることになるわけでありませう。令和2年度の一般会計の当初予算は82億9,200万円を計上しておりますが、歳入につきましてはモーターボート競走事業会計から7億円繰り入れたほか、財調から2億9,700万円余り、競艇収益まちづくり基金から2億5,000万円、歳入不足分として計上しておるわけでありませう。また、議員も御存じのように過疎対策事業債につきましても、ハード、ソフト事業合わせて一般会計当初予算で5億6,700万円余りを借り入れるように計上しておるわけですが、この過疎対策事業債の期限が令和3年の3月末で一応切れるようになっております。芦屋町が、新法で引き続き指定されるかどうかという課題等もあるわけですが、そして課題もあれば、福岡県の制度が令和3年4月からということで、県内の市町村の動向もわからない中で、今、議員の御提案のあったことは、今現在では答えようがないということが全てでございます。

このことは、子供の医療費助成金は各自治体それぞれ取り組むのではなく、やはり国の施策として取り組むべきものであると考えておりますので、福岡県が制度拡充し取り組むことは、一歩の前進であると評価しておるところでございます。

以上でございます。

**○議長 横尾 武志君**

川上議員。

**○議員 11番 川上 誠一君**

確かに町の財政としてはですね、いろんな起債や繰入金とか、そういったものがある程度のウェートを占めているということは十分わかるわけですが、問題はやはり、その一般会計80億の中身をどう使うか、どこを重点的に持っていくかという、そういったところを知恵を出せばですね、700万円程度の財源が出ないわけではないのではないかというふうに思います。なぜ子ども医療費助成制度をですね、拡充するべきだということを言うかといいますと、今度の、この福岡県が医療費助成対象を中学3年までに拡充することによってですね、多くの自治体がやはり芦屋町と同じように一定の財源ができますので、拡充するのが当たり前というようなですね、方向に進むのではないかということが考えられます。現在でも18歳までの通院・入院の無料化を行っているのが、県内でもみやこ町や築上町の2町ありますし、入院の18歳までの無料化を行っているのが飯塚市、古賀市、桂川町、こういったですね、5町でも高校生までの医療費の無料化に取り組んでいる状況です。全国的に見ればですね、いろんな県で、自治体で、多くの自治体が高校生まで、また二十までやっているとところも多いのが、それが今の流れです。中学3年までというのは芦屋町としてもですね、やった当時は結構先進的になったというふうに思いますけど、

現在ではですね、ほとんどの自治体が中学3年までは取り組むという状況なので、今後ですね、この県の助成によって、高校までの何らかの取り組みを行うという自治体もふえてくるんじゃないかということを考えるわけです。今、芦屋町としてはですね、人口、定住対策をですね、積極的に取り組んでいるわけなんですけど、この前の一般質問でも申しましたように、自治体戦略の2040構想では、芦屋町の人口が2040年には現在の40%から50%になるというふうに見ています。前総務大臣の増田総務大臣は自治体消滅論の中で、その対象として芦屋町もですね、名前を挙げている、そういった状況です。このことは町長もですね、十分御承知のはずで、それに対してやっぱり強い懸念を持っているというふうには私は受けとめています。遠賀郡4町の中でも、人口はやっぱり減少傾向が1番高い状況です。こんな中で芦屋町独自のですね、政策を打ち出し、人口減をふやすではなくて緩やかにしていくという、そういったですね、施策をとることが必要だと思います。その一つとして、この前の議会でも提案した学校給食の助成についても言いましたが、これも「検討する。」という答弁でしたが、今年度は踏み出していないという状況です。この学校給食については、水巻町では早くからですね、町独自の助成を行っているんですから、芦屋町がすることに何も問題はないというふうには私は考えています。介護保険制度にしてもですね、水巻町では、広域連合に入っているけど町独自の利用料の減免制度をつくってですね、やっています。今回出された令和2年度の施政方針を読んでもですね、今までと変わりなくですね、当たりさわりのない施政方針としか私には受けとめられませんでした。これでは、2040構想で芦屋町が消滅自治体と見続けられていることを乗り越えてですね、施政方針でいわれている「魅力を活かし、みんなでつくる、元気なあしや」を実現できるかというのは疑問です。地方自治体の基本的な役割は住民の福祉の増進を図ることであり、芦屋町においても、町民一人一人が芦屋町に住んでよかったと実感できるまちづくりのため、さまざまな目標を掲げ、その実現に向けて町民ニーズや地域の特性を生かした事業などに取り組む、このことが地方自治体の役割です。子育て支援に力を入れてですね、福祉の増進を図り、元気な芦屋町を目指すべきと考えますが、もう一度町長に、そのことについて伺いたします。

**○議長 横尾 武志君**

町長。

**○町長 波多野茂丸君**

まさに、川上議員の言われることはごもっともなことであります。ごもっともなんですけど、これはマスコミの方はおいでになられてないんでいいんですけど、芦屋町で今、過疎債が継続してできるかどうかの、今、瀬戸際になっておるわけでございます。いろんな情報、国に陳情に行きます、過疎債の継続等行きますと、芦屋町は公営ギャンブルを抱えておるのではないかと。そして、そういう他周辺市町との差別化とか、今まさに医療費の問題でもそう。川上議員から提案があり

ました給食費の補助の問題、これを突出して芦屋町がやる。芦屋町は金があるやないか。こんな過疎のね、指定から外してもいいやないかというような話がですね、漏れ、国のほうにも伝わってきておるわけでございます。それで今、実は唐津市もそうなんで、この前、先日唐津市の市長と東京のほうで、「唐津は、ボートの施行者のところは過疎に指定されてるところは全部外されるという話を聞いたけど。」「いやいや、まだそこまではいってないんやないですか。」という、今その瀬戸際のところでですね。施政方針でもそう。今回の、この高校生の医療費無償化でもそう。給食費の補助金でもそう。これ今、今ここです、声を上げると「芦屋町はもうボートの収益があるから、国の補助をね、しなくてもいい。」とか、「過疎も外しなさい。」というふうにとられることが危惧されるんで、そういうような答弁になったということをお聞きしたいと思っております。

以上でございます。

**○議長 横尾 武志君**

川上議員。

**○議員 11番 川上 誠一君**

時間がありませんので、次に行きますんで。

それでは2点目です、新型肺炎対策について伺います。発言通告を2月19日に行いましたので、その後、県内での感染者の出現や政府の基本方針の発表、小中高に休校要請など状況は大きく変化しているので、質問とかみ合わない点もありますが、発言通告も簡素化して質問しますので答弁をお願いいたします。

小中高の一斉休校が実施されていますが、科学的根拠や具体的な財政支援の中身が示されないままの突然の国からの要請に、自治体、現場は混乱し、その対応に苦慮されていると思われま。関係者の皆さんには心から敬意を表します。住民の命と健康、暮らしを守るために大変でしょうが、町としても全力を挙げて対応していただきたいと思っております。

それでは質問をいたします。時間があまりありませんので、簡潔に答弁をお願いいたします。

まず1点目、芦屋中央病院や町内医療機関の新型肺炎に対する対応はどうなっているのか。

2点目、医療機関や住民が適切な対応、行動がとれるよう、迅速で正確な情報提供は行われているのか、この点について、どのように取り組まれているのかをお伺いいたします。

**○議長 横尾 武志君**

健康・こども課長。

**○健康・こども課長 濱村 昭敏君**

まず1点目の、芦屋中央病院や町内医療機関の対応はどうなっているのかというところでございますが、新型コロナウイルスに関しましては、人混みの中で過ごすなどして発熱や息苦しさな

ど感染が疑われる症状があるときは、身近な病院に行くことは避け、まずは保健所などの相談窓口で電話することが重要であると言われております。このことは医師会などを通じ、各医療機関にも通知されているところです。県にも確認しましたが、各医療機関では院内にその旨を掲示したり、患者から相談があった場合、各保健所を案内したりすることになっているとのことでした。また、原因不明の肺炎患者を診察した際には、院内での感染対策を徹底し、管轄の保健所に連絡することも求められています。芦屋中央病院からは、院内掲示やホームページで新型コロナウイルス感染対策に関する情報を周知することや、新型コロナウイルスが疑わしい患者については、一般診療と区別し、診療時間や動線を区分して診療を行うなど6つの対策を行っているとの報告があつているところです。

次に、医療機関や住民が適切な対応、行動がとれるよう、どのように情報提供が行われているのかというところでございますが、これも県に確認しましたところ、医療機関につきましては、リアルタイムで医師会を通じて正確な情報を各医療機関に提供し、情報の共有化を図っているとのこと。住民につきましては、国や県において新聞やテレビ等、各報道機関を通じて新しい情報を配信していることは皆さん御存じのとおりです。芦屋町におきましても、新型コロナウイルス感染症対策本部を立ち上げ、施設の休館や事業の中止・延期などを決定し、決定した内容についてはホームページに新型コロナウイルスに関する記事とともに掲載しています。さらに3月1日号の広報あしやと同時に、「新型コロナウイルスを防ぎましょう」と「施設の休館および事業の中止・延期等のお知らせ」のチラシを各家庭に配布したところです。今後できるだけ速やかに必要な情報を配信したいと考えています。

以上です。

○議長 横尾 武志君

川上議員。

○議員 11番 川上 誠一君

福岡県は幸いですね、感染者が今のところ3名というふうに伺っていますが、町ではですね、1人も出していないということなので、ぜひですね、そういった点を留意しながら対応していただきたいというふうに思います。

安倍首相がですね、2月の27日に全国全ての小中学校、高校、特別支援学校に臨時休校を呼びかけています。一斉休校によって放課後児童健全育成事業が開所されていますが、体制は十分にできているのかという点について伺います。具体的にはですね、この放課後児童の教室を利用する子供たちは何人程度いるのか。それから、マスクや消毒液の備品の確保は十分な供給体制にあるのか。また、施設はですね、学校よりも気密が高く感染リスクが高いと言われております。感染予防では「1メートル以上離れて」ということが言われていますが、こういった状況がとられ

ているのでしょうか。その点について伺います。

○議長 横尾 武志君

健康・こども課長。

○健康・こども課長 濱村 昭敏君

学童クラブにつきましては、臨時休校となった3月4日から、夏休みなど学校の休業日と同様に午前7時30分から午後6時30分まで開設しています。

次に消毒等マスクの提供についてはですね、担当施設の従業員、職員には業務用ということで町の方から配付しているところです。

続きまして学童クラブでの感染対策ですが、できるだけ過密な状態にならないようにと通常の学童クラブの部屋に加え、山鹿小学校の学童クラブでは小学校のパソコン教室など3つの教室を、芦屋小学校の学童クラブでは図工室を使うなど、1カ所に多くの子供が集まらないよう工夫して行っています。また、保護者へも毎朝家庭で子供の検温を行い、健康状態を確認して学童クラブに来ることを求め、集団感染の予防を図っています。このほかにも、1時間に1度、窓をあけて換気することや、ドアノブなど多くの人が触れるところを消毒すること、また、手洗い・うがいの励行などもあわせて行っているところでございます。

以上です。

○議長 横尾 武志君

川上議員。

○議員 11番 川上 誠一君

学童クラブを利用されている生徒さんは何人ぐらいいますか。

○議長 横尾 武志君

健康・こども課長。

○健康・こども課長 濱村 昭敏君

失礼しました。クラブの人数でございますが、現在3カ所合計で190人の入会申し込みがあります。そのうち利用した子供の数ですが、3月4日が104人、5日が101人、6日が106人となっております、いずれも五十数%の利用状況となっております。これは、集団生活による感染予防を心配された保護者の方が利用を控えたのかなと考えているところでございます。

以上です。

○議長 横尾 武志君

川上議員。

○議員 11番 川上 誠一君

それでは、学童クラブに通わせない昼間の時間帯にパートやアルバイトなどを行っている家庭で

は、どのような対応になっているのかをお伺いします。

○議長 横尾 武志君

学校教育課長。

○学校教育課長 新開 晴浩君

学童に通えない児童につきましては、小学校1年生から3年生までの児童を対象に、学童で預かれない児童、そして家庭で事情のある児童につきましては、3月の4日水曜日から3月の13日金曜日までの間、学校で預かるようにしております。時間帯は8時30分から午後3時までとしております。現在申し込みがあっている児童数は、3小合計で36名です。内訳として、芦屋小学校10名、芦屋東小学校11名、山鹿小学校15名となっております。

以上です。

○議長 横尾 武志君

川上議員。

○議員 11番 川上 誠一君

それでは、学童クラブについてはですね、朝から開所すると8時間を超える長時間勤務になる支援員の健康が心配となりますが、そういったところについての対応はできているのでしょうか。

○議長 横尾 武志君

健康・こども課長。

○健康・こども課長 濱村 昭敏君

今回、学校の臨時休校が急遽決まったということもありまして、正直、人の確保が難しかったというところがございます。ここにつきましては、小学校の先生たちが協力していただけるということになりまして、7時30分から夕方6時30分まで開設することができているというような状況でございます。

以上です。

○議長 横尾 武志君

川上議員。

○議員 11番 川上 誠一君

急遽ですね、こういった取り組みになってですね、本当に役場の方も大変でしたでしょうし、また、学童の関係者の方もですね、本当に献身的に努力されて、人集めや体制整備、こういったことをやられたと思います。本当に心から敬意を表したいと思います。ぜひですね、この一律休校によりですね、預け先のない児童生徒が生まれないように十分な体制をとっていただくことをお願いいたしまして、私の一般質問を終わります。

○議長 横尾 武志君

以上で、川上議員の一般質問は終わりました。

.....

○議長 横尾 武志君

次に8番、妹川議員の一般質問を許します。妹川議員。

○議員 8番 妹川 征男君

8番、妹川です。よろしくお願いします。川上議員も言われましたが、30分の短縮をされておりまして質問項目については少なめに、そして概略的なことに努めていきますので、答弁のほうもそういう意味でよろしくお願いいたします。

では件名1、公園、チビッコ広場について。町は、芦屋町観光公園条例、芦屋町都市公園設置及び管理条例、チビッコ広場設置及び管理に関する取扱要綱のもとに公園やチビッコ広場を設置しています。次の点について伺います。

(1) 公園やチビッコ広場の設置目的は何でしょうか。よろしくお願いします。

○議長 横尾 武志君

執行部の答弁を求めます。産業観光課長。

○産業観光課長 溝上 竜平君

産業観光課より、観光公園の設置目的についてお答えいたします。芦屋町観光公園設置条例第1条において、「町内に存するすぐれた景勝地を保護し、住民の保健、休養及び教化を促進するとともに、交流を基調とした観光による活性化を推進するため、芦屋町観光公園を設置する。」としております。

以上でございます。

○議長 横尾 武志君

環境住宅課長。

○環境住宅課長 井上 康治君

環境住宅課より、都市公園及びチビッコ広場の設置目的を答弁させていただきます。芦屋町都市公園設置及び管理条例の第1条に目的が定められている内容は、「この条例は都市公園法及び法に基づく命令に定めるもののほか、芦屋町が設置する公園の設置及び管理について必要な事項を定めることを目的とする。」となっているため、公園の設置目的は具体的には記載されておりませんが、上位法である都市公園法の第1条の目的には、「この法律は、都市公園の設置及び管理に関する基準等を定めて、都市公園の健全な発達を図り、もって公共の福祉の増進に資することを目的とする。」となっています。都市公園を辞書で調べると、「都市内にある市民の休養、運動に供する公園または緑地」となっていますので、町民が集って遊んだり、運動したり、休憩できたりする公園を設置し、福祉の増進に資することが設置目的となります。

次に、チビッコ広場設置及び管理に関する取扱要綱の第1条、目的には、「この要綱は、幼児及び低学年児童の安全な遊び場を確保するために町内に設置されるチビッコ広場の設置及び管理に関する基準及び事務取扱いの要領を定め、もって児童の健全育成に資することを目的とする。」となっています。

以上でございます。

○議長 横尾 武志君

妹川議員。

○議員 8番 妹川 征男君

公園やチビッコ広場に関するものとして、都市公園が14程度かな。チビッコ広場が14か15が設置されて、遊具がですね、あると聞いております。そこで、昨年6月議会にて、公園やチビッコ広場に設置している遊具点検のための補正予算が可決しました。委託業者による公園遊具の点検が8月ごろに行われたと聞いております。遊具点検や撤去作業の際は、当然チビッコ広場遊具の設置者、いわゆる区の責任者や公民館長の立ち会いのもとに行われるべきだと考えます。しかし、はまゆう団地公民館の広場に設置していた滑り台は、区長や公民館長の知らないところで本年2月に撤去されました。区長や公民館に、点検についても撤去についても連絡は一言もなかったと言うではありませんか。なぜ立ち会いを求めなかったか。非常に、組長や区長もですね、疑問に考えておられるようです。

そこで、(2)公園やチビッコ広場の遊具の点検・評価、維持管理、メンテナンスはどう行ってきましたか。お伺いします。

○議長 横尾 武志君

環境住宅課長。

○環境住宅課長 井上 康治君

環境住宅課が所管する公園のうち、滑り台やブランコなど1つでも遊具が設置されている公園は22カ所あります。遊具の点検については、公園担当職員が毎月1回巡回点検を行っており、必要であれば修繕を行っています。なお、専門的な知識がない職員の点検であるため、明らかに修繕が必要と思われるものしか対応できていなかったため、今年度、全ての遊具に対し、専門業者による精密点検を行っています。点検業者の報告は、劣化状況や塗装等地肌表面の判定を行い、修繕が必要であると認められる遊具を指摘し、対処案まで示してもらうものです。点検結果では、多数破損箇所があるため、点検時に使用禁止にした遊具が1つありましたので、早急に撤去を行っています。先ほど妹川議員が言われた、はまゆう公園の分です。また、腐食が進みすぎているものや破損箇所が多数あるため、状態から、修繕ではなく撤去を勧められている遊具が7カ所あります。また、何かしらの修繕を勧められている遊具も20程度あるのが判明しています。修繕

については、遊具によってそれぞれ修繕方法が違うため積算に時間がかかっている状況ですが、予算が確保でき次第、早急に行います。撤去する遊具についても、公園のある自治区の区長さんと、新規に遊具設置するか、設置する場合はどのような遊具がよいのかなどの協議を行い、予算の確保に努めたいと考えています。

最後に、今後の管理メンテナンスについてですが、引き続き、月1回担当職員による巡回点検を実施するとともに、専門業者による点検を3年に1回必ず行うよう実施計画に上げていますので、計画的に修繕ができるものと思っています。また、各公園のある自治区の区長さんに対して、遊具等の新設要望調査を実施していく予定となっております。

以上でございます。

**○議長 横尾 武志君**

妹川議員。

**○議員 8番 妹川 征男君**

次の質問は、教育長の見解をお聞きしたいと思うんですが、芦屋の子どもは芦屋で育てるということが私たちも聞いておりますし、そういうことをですね、公にされていますが。そういう理念をもとにですね、学力向上ではなくさまざまな形で御尽力いただいていることについて、敬意を表しています。先月行われました2分の1成人式、山鹿小学校ではタブレットを使った授業をですね、それを見学いたしまして、これは、いよいよ町長も、施政方針ですか、あれにも書かれておりましたが、やっぱり学力向上、それから低学力の向上ですね、そういう形で非常に御尽力いただいているなと思います。それに加えてですね、この、芦屋の子どもは芦屋で育てるという理念に立つならば、いわゆる学校・家庭・地域の三位一体という中であって、公園やチビッコ広場の必要性、やっぱり幼児や児童に対する情操教育とか仲間づくりとか、そういう視点に立つならば、今、芦屋町子育て支援という視点からですね、教育の視点からこの公園やチビッコ広場の必要性についての御意見、御見解をお願いしたいと思います。

**○議長 横尾 武志君**

教育長。

**○教育長 三柵 賢二君**

学校にも固定施設、例えば鉄棒であるとか議員のお示しいただいた写真の中にあります雲梯である、ブランコである、滑り台であるとか、こういった遊具は当然学校の中にあるわけでありまして。体育の時間を使ったり休憩時間を使ったりして、子供たちがこういった固定施設を使った運動遊びを行っております。その中で、遊びを通して子供たちは、特に低学年から中学年、まあ中学年が1番大事だと言われてはいますが、主に調整力を伸ばすというようなことをやっております。また、子供たちはいろんな遊具の中で自分たちが工夫して遊びを生み出して、その中でいろんな

ルールづくりをやるわけですが、そういったルールづくりを通して、ルールをきちっと守る。ルールをきちっと守って遊んだ楽しさ、そういったものを味わうということが大事だろうというふうに思います。学校体育をこういった公園で日常化した遊びを通す、学校体育の日常化という意味でも大事でありましょうし、もう一つはさまざまな遊びを工夫してその中で仲間づくりをきちっと、きずなづくりといいますか、まあそういったものが一つの情操教育に役立っていくという観点から、こういった遊具をきちっとそろえて子供たちが遊ぶというのはいいことではないのかなというふうには思っているところでございます。

以上です。

○議長 横尾 武志君

妹川議員。

○議員 8番 妹川 征男君

公園ですね、特にチビッコ広場、地区ごとにあるところの公園、広場がですね、地域のちびっ子や子供たちが遊びを通して社会性を培う、また子育ての場、遊びの場、母親や子供たち家族の憩いの場でもあり、高齢者の安らかな場であり、また地域のコミュニティーの場としてですね、地域住民から愛される広場でなければなりません。子供たちが明るく伸び伸びと健康に育っていくためにも、安心・安全な遊び場を提供することは少子化対策にもつながると思うんです。私たち大人の願いでもあり、行政の願いでもあると思います。

はまゆう区の区長からの、ぜひこの場で発言してほしいというのが、今はまゆう区の滑り台が撤去されているわけですが、昨年9月12日付で、はまゆう区公民館敷地内公園の滑り台新設または補修を求める要望書なるものが提出されております。その中身を見れば、昨年8月、9月に使用禁止になっていたんでしょう。今まで滑り台で遊んでいた子供たちから「滑り台でいつから遊べるの。」と聞かれ、困惑されています。前の道路で遊ばせるのは、車の往来もあり危険と。安心できませんと。「芦屋の町の子供の将来のために、是が非でも早く新規取りかえてほしい。」と要望を昨年9月12日、そして再度1月7日、今年の1月7日には、「ぜひ令和2年度の予算に必ず取り込んでほしい。」と。子供たちの明るい元気な声が、はまゆうのチビッコ広場から声が聞こえなくなっております。それで、したがってですね、撤去している箇所、はまゆう団地のチビッコ広場ですが、早急に取りかえる措置が必要ではないかというふうに考えます。町長は3月の施政方針において、定期点検報告書に基づき今後対処していくと表明されましたが、敬意を表しております。子供たちの成長は早いです。子供たちの元気な声を早く私たちの区にですね、また、ほかの区もですね、同じでしょうけれど、そうやっていただきたいと思います。

で、維持管理は、壊れて直す事後的なものではなく、「計画的に修復しておれば撤去する必要はなかった。」という声が聞こえます。しかも、そのことによって施設の安全確保や費用の縮減につ

ながるものと思います。今後、具体的な対処、施策としては、1、積極的な財政的助成、支援の必要性、そして行政と設置者の情報共有の必要性があるのではないかと思います。

以上の点について見解を求めます。

**○議長 横尾 武志君**

環境住宅課長。

**○環境住宅課長 井上 康治君**

先ほども申し上げましたとおり、これからのメンテナンスについては1カ月1回、担当職員のほうが行くということ。また、3年に1回、実施計画上にも載せて、精密点検を専門業者にたずねるようにしております。それと、チビッコ広場の設置者は先ほど言われたように、地区が設置するものとなっております。地区の方の設置者については、またその遊具の状況等を見る、1カ月に1回点検するようなことにもなっております。このことについては、その地区の区長さん等にちゃんと話をし、月に1度の点検をしてもらい、その状況等の報告をまた上げてもらうようにやっていきたいと思っております。

以上でございます。

**○議長 横尾 武志君**

妹川議員。

**○議員 8番 妹川 征男君**

私は平成25年9月議会で、「自然と歴史・文化遺産を生かしたまちづくり」をテーマにした一般質問を行っています。内容は山鹿貝塚、城山を題材にしたものです。その後、危険極まりない散策路や防止柵の修復及び山鹿貝塚の説明板を新たに設置していただくなど、いただいたことを敬意を表しております。我が町はすぐれた景勝地である魚見公園、また城山公園は歴史・文化・自然といった特徴を持った公園です。芦屋町環境基本計画には、「文化財などの歴史的資源を保全・活用するとともに、伝統文化の継承に取り組む。」としています。その特性を生かした公園づくりが大切です。山鹿小学校の校歌の歌詞に、皆さん御存じのように「寿永の昔 秀遠が 義兵を挙げし 城山は 山鹿の浦の 誇りにて 我が学び舎に 程近し」と城山をうたっています。学校教育や社会教育に、歴史・文化の継承に力を注いでほしいですね。そして、さらなる城山公園の整備が必要と考えます。この点について見解を伺いますが、写真の2枚目ですね。2枚目ですが、A4、もうこれちょっと時間がありませんので、ゆっくりごらんになっていただきたいと思っております。この魚見公園から見た洞山は本当にすばらしい。そして魚見公園は、昔はアスレチックがありましたが今はありません。それから、魚見公園の頂上に行くためには林間広場があって、方向指示がありますね。階段が続いているが土が流出。流出してるし、階段がむき出しになっております。城山公園のトイレ、右のほうですが、これはトイレ目隠しの壁だろうと思うんで

すが、支柱は腐食しております。木の根っこの土がえぐられております。こういう状況で、本当に私たち、観光立地、観光の町としてですね、誇っていいもんだらうかというふうに思うんですね。簡単ですが、この実態を把握してるか。早急に対処する必要があると思いますが、御意見をお願いします。

○議長 横尾 武志君

産業観光課長。

○産業観光課長 溝上 竜平君

それではですね、魚見公園、城山公園とそれぞれ出させていただいておりますので、まず魚見公園の園路の現状について、まずお話をしたいと思います。まず、魚見公園のですね、園路の現状でございますが、園路内の階段状の擬木につきましては、国民宿舎マリンテラスあしやから第1、第2、第3展望所に至る箇所は、ある程度良好な状態が保たれていると判断しております。しかし、七田池がある谷のほうから各展望所へ続く園路部分につきましては、議員の写真のとおりですね、一部砂利が流出し、歩行しづらい状況があることを確認しております。このため、今後流出した砂利の補充等をどのように実施していくのか検討してまいりたいと考えております。

続きまして、城山公園のトイレの現状についてお答えしたいと思います。トイレの屋根の控え柱が腐朽していることは把握しておりますが、平成29年度にトイレの屋根の修繕を行った際に、施工業者並びに都市整備課職員にこの柱について見ていただいております。特に修繕しなくても自然倒壊する可能性は低いということでございました。また、現在も状況は変わっておりませんので同様の状況ではございますが、見た目や安全に万全を期す意味で、腐朽していない上部の柱の部分から、継ぎ手による修繕を今後行っていきたいと考えております。

以上でございます。

○議長 横尾 武志君

妹川議員。

○議員 8番 妹川 征男君

ぜひですね、早急にですね、また喫緊の場合はですね、取り組んでいただきたいと思います。

じゃあ、件名2に行きます。西川の不法係留船対策について。不法係留船対策に関するアンケート調査が、福岡県北九州県土整備事務所の名のもとに、2020年1月17日から1月31日まで実施されています。また、広報あしや2月15日号では、国土交通省遠賀川河川事務所による西川の不法係留船対策として、新たな対策が始まりました。そして、第4期重点的撤去区域を設定するというような内容を掲載されました。福岡県北九州県土整備事務所のアンケートの目的は何であったのでしょうか。

○議長 横尾 武志君

芦屋港活性化推進室長。

○芦屋港活性化推進室 水摩 秀徳君

アンケートにつきましては福岡県北九州県土整備事務所が行ったもので、芦屋港へのボートパーク整備に関するものとなります。我々が説明を受けている内容について簡潔にお答えさせていただきます。芦屋港へのボートパーク整備について、整備主体である福岡県において現在基本設計を実施しており、係留施設の規模や財源となる社会資本整備総合交付金の費用対効果算出の基礎資料とするため、国交省の基準に基づき、住民及び利用者へのアンケート調査を実施されたものでございます。

以上です。

○議長 横尾 武志君

妹川議員。

○議員 8番 妹川 征男君

では2番目の、西川の不法係留船撤去に対するこれまでの取り組みと実績、よろしく願います。

○議長 横尾 武志君

企画政策課長。

○企画政策課長 池上 亮吉君

不法係留船の撤去の取り組みと実績についてお答えいたします。不法係留船対策の取り組みとしましては、国土交通省遠賀川河川事務所を事務局として、平成22年9月に学識経験者・関係機関等からなる遠賀川河口域利用対策協議会が設置され、平成23年2月には協議会の意見を踏まえ、遠賀川河口域における不法係留船対策に係る計画書が国及び福岡県の連名で策定されております。

計画書の概要としましては、重点的撤去区域の設定、不法係留船の強制的な撤去措置に係る年次計画、計画推進のための体制などが示されています。具体的な対策としては、重点的撤去区域を第1期から第5期に分け、段階的に区域を設定し対策を進めることにされており、現在、第4期重点的撤去区域（その2）まで完了しております。また、新たに遠賀川と西川の合流点から西川800メートルまでの区間が第4期重点的撤去区域（その3）に設定され、本年2月10日から対策が開始されました。

西川の不法係留船対策の実績としましては、対策を始める前の平成22年度の581隻から、令和元年9月には116隻となり、465隻の減少、減少率は約80%となっております。また、遠賀川と西川など遠賀川河口域全体における不法係留船の数は、平成22年度の775隻から令和元年9月には171隻となり、604隻の減少、減少率は約78%となっております。なお、

重点的撤去区域ごとの実績としましては、第1期は平成22年度から23年度で69隻減少、第2期は平成23年度から24年度で45隻減少、第3期は24年度から26年度で122隻減少、第4期（その1）は26年度から27年度で95隻減少、第4期（その2）は28年度から29年度で69隻減少となっております。ちなみに減少隻数については、第1期から第4期（その1）までは当該年度の設定区域における9月時点の設定前隻数、第4期（その2）は平成28年2月時点の設定前隻数を基準としています。

以上です。

○議長 横尾 武志君

妹川議員。

○議員 8番 妹川 征男君

幾つか質問したかったものがあるんですけど、時間の関係でもう絞っていかざるを得ません。

要するに、私たち地域の方々もそうですが、平成23年ごろには800隻以上あった不法係留船は、国土交通省の強力なる指導のもと、第1期から第3期までの間にですね、やはり豪雨による堤防や近隣住宅、橋などの損害を与えるということで、強力なる対策をしております。そして、現在は160隻程度というふうに聞いておりますが、その際ですね、今回福岡県が行ったアンケート調査でですね、撤去していく160はですね、係留をどこにしていかわからない。今この基本計画によれば、供用開始は2023年、令和5年となっているわけですね。撤退する船の所有者は他の係留地を見つけるか、またはこれを機会に廃船すると思われるんです。国・県・町は、この点についてどういう分析をしているのかなど。つまり、今200そうを予定しているわけですから、これが充足率、利用率というものについて、200そうの計画でボートパークをつくったとしても、全国的にですね、この係留する船が減少してきているわけですね。こここのところ、充足率、利用率、そういうことについて真剣に検討されたことがあるのか、この点についてお聞きいたします。

○議長 横尾 武志君

芦屋港活性化推進室長。

○芦屋港活性化推進室 水摩 秀徳君

隻数に関しましては、これまでも議員各位には配付、説明を何度かさせていただいておりますし、基本計画にまとめておりますとおり、芦屋港のボートパークにつきましては不法係留船対策の側面もございますけども、不法係留船に限定せず、マリンレジャーの拠点として他地域からの利用を想定した施設という方針で進めております。

利用需要についてですが、ほかの地域からの利用と遠賀川流域の船舶需要を見込んだ予測ということで現在検討しております。遠賀川流域の不法係留船の利用需要に関してですが、不法係留

船対策や船舶所有者の高齢化など、将来予測を考慮した隻数の算出を現在しているところでございまして、まだ検討中ではございますが200隻ありきで検討しているわけではなく、将来予想を見た中で検討しているというところでございます。

以上です。

○議長 横尾 武志君

妹川議員。

○議員 8番 妹川 征男君

プレジャーボート係留施設専門分科会での会員さんの意見の中にはですね、本当に利用率、充足率といいましょうか、本当に大丈夫かというような意見もあっていると思います。それに対して県は、今現在受け入れる体制がどうだではなくて、要するに200隻の計画で進めていくんだというようなことも議事録のほうに書かれているようなんですけど、なぜ県は、この200隻にこだわっているんでしょうかね。そこを聞きたいです。

○議長 横尾 武志君

芦屋港活性化推進室長。

○芦屋港活性化推進室 水摩 秀徳君

議員が見られた議事録はまだ検討過程のものでございまして、それ以降、町と県のほうでしっかり話し合いを行いまして、200にこだわるのではなく、先ほど申しましたような需要を見込んだ中で隻数を算定するようになっております。

以上です。

○議長 横尾 武志君

妹川議員。

○議員 8番 妹川 征男君

これで私の一般質問を終わります。

○議長 横尾 武志君

以上で、妹川議員の一般質問は終わりました。

---

○議長 横尾 武志君

以上で本日の議事は全て終了いたしました。

本日はこれをもって散会いたします。お疲れさまでした。

午前10時58分散会

---